

地区緊急災害対策本部規則

原則として災害が発生した場合、直ちに地区緊急災害対策本部を設置し、会員安否と被災地の被害状況を速やかに確認し、インターネットなどを駆使し、災害対策などの初動体制が速やかに起こせるよう体制を整備する。

第1章 総則

第1条 名称

この規則は、地区緊急対策本部（以下「地区対策本部」という）規則と称する。

第2条 事務所

この地区対策本部の事務所は、ライオンズクラブ国際協会 335-D地区（以下「地区」という）キャビネット事務局に置く。

ただし、キャビネット事務局が被災した場合は地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーいずれかの所属するクラブ事務局に置く。

第3条 目的

この規則は、災害発生時、速やかに必要な体制を確立するための基本事項を定め、総合的かつ計画的な体制の策定及びその推進を図ることを目的とする。地区内の災害だけでなく、地区外の大災害にも適用する。

第4条 組織

1項 地区対策本部の本部長は地区ガバナーをもって充てる。

2項 地区対策本部の副本部長は、第一副地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとし、本部長が被災もしくは正当な事由により職務遂行が出来ない場合はその職務を代行する。

3項 キャビネット幹事は委員として本部長の補佐をする。

4項 キャビネット会計は委員として調達した資金の管理を行う。

5項 アラート委員長・LCIF委員会・MC・デジタル推進委員会メンバーを地区対策本部委員とする。

6項 本部長は、専門知識を必要とする場合、特別委員を任命することができる。

第5条 地区対策本部の責務

1項 地区対策本部は、地区内市町村における災害が発生した場合において、災害管轄のゾーン・チェアパーソンを監督するとともに、災害対策に必要なあらゆる事務及び業務の遂行とその総合調整を行い、万全の措置を講ずる責務を有する。また、調達した資金の用途並びに配分を決める。

2項 災害発生時アラート委員長はアラート・チームを召集し、当該リジョン・アラートリーダーに情報の収集を依頼する。当該リジョン・アラートリーダーはクラブ MC・デジタル推進委員会に情報の収集を依頼する。

3項 LCIF委員長は LCIF に対して緊急援助資金の申請をする。

4項 アラート委員長は収集した情報を地区対策本部、地区内各クラブ、地区外アラート委員会、社会福祉協議会などに適宜通報する。

5項 アラート委員長は地区外で発生した場合も災害の情報をインターネットなどを通じて地区内各クラブに通報する。

第6条 ゾーン・チェアパーソンの責務

1項 災害管轄のゾーン・チェアパーソンは、当該ゾーン内のクラブとの総合調整を行う責務を有する。

2項 地区対策本部と連絡を密にし、支援物資の受け入れ体制、ボランティアの受け入れ体制を当該ゾーン内のクラブ並びに社会福祉協議会と協力して整える。

第7条 クラブ・アラート委員会の責務

1項 当該クラブ・アラート委員会はクラブ MC 委員会を通じ被害の状況・必要な支援物資の情報などを報告する。ただし、被災をして報告できない場合は、周りのクラブのアラート委員会が代行する。

2項 当該アラート委員会並びに周辺クラブ・アラート委員会は社会福祉協議会から要請があれば支援物資の配送・ボランティアへの炊き出しなどに協力するようクラブメンバーに要請する。

- 3 項 各クラブ・アラート委員会は災害発生時に会長またはアラート委員長判断で速やかに支援を行うことが出来るよう予め緊急災害支援金の例会承認を取っておく。

第8条 資金の調達

災害発生時、地区ガバナーは335-D地区緊急援助基金委員会を招集し、基金から災害規模に応じて資金を調達する。また、クラブ及び会員並びに地域社会の個人、団体その他の人々からの寄付金、義援金などを受けて調達する。

第9条 表彰

資金の調達に功労のあったクラブ、個人、団体などに対し表彰及び感謝の意を表すことが出来る。

第2章 会計

第10条 会計処理

- 1 項 地区対策本部が設置されたとき、会計処理を明確にするため特別専用口座を開設する。
- 2 項 基本財源は前第8条(資金の調達)に基づき地区緊急援助基金からの拠出金を充当する。地区内、地区外クラブ、個人、団体等からの寄付金、義捐金などを財源とし、適正に入出金を管理する。LCIFからの交付金は、別会計とする。

第11条 会計年度

会計年度は、地区対策本部が設置されたときから、年度末の6月30日までとする。
災害が年度をまたいで継続した場合は次年度に繰り越す。

第12条 収支報告

年度内の会計収支報告を次年度第2キャビネット会議までに報告する。

第3章 解散

第13条 解散及び引継ぎ

- 1 項 存続期間については、災害時の収束年度末、又は本部長の終息宣言をもって解散とする。
- 2 項 災害時期や規模に応じて、当該年度をまたぐ場合、第4条に基づき次年度に組織、会計を引き継ぐものとする。
- 3 項 解散時に会計に剰余金が生じた場合は、地区緊急援助基金に繰り入れる。

第4章 アラート・チーム

第14条 アラート・チームの結成

- 1 項 地区ガバナーは地区アラート委員長に命じ、各クラブより有志を募りアラート・チームを組織し、ボランティア活動の後方支援を目的とする。
災害に備えて日頃より研修、見学、実習などを行う。
- 2 項 アラート委員長はアラート・チーム内からアラートリーダーを選び、委員長の補佐を命じることが出来る。

附 則

1. 施行日

この規則は、2018年11月8日から施行され、キャビネット会議での議決によって改正することができる。